

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和2年9月29日(火)最高裁判所小会議室				
委 員	委員長 秋 山 哲 一 (東洋大学理工学部建築学科教授)				
	委 員 秋 山 靖 浩 (早稲田大学大学院法務研究科教授)				
	委 員 金 子 裕 子 (早稲田大学大学院会計研究科教授)				
審議対象期間	令和元年10月1日から令和2年3月31日				
抽出案件		(備考)			
工事					
一般競争				1件	
公募型及び工事 希望型指名競争				—	
通常指名競争				—	
随意契約				1件	
建設コンサルタント業務					
一般競争				—	
プロポーザル方式				—	
随意契約				—	
総件数				2件	
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問			回答	
	別紙のとおり			別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし				

(別紙)

意 見 ・ 質 問	回 答
(抽出案件について) 1 東京高地簡裁庁舎機械設備改修工事 ※ 本件は、全ての入札者の入札金額が調査基準価格を下回り、低入札価格調査（特別重点調査）を実施した結果、契約に至った案件 ・本件工事は全約100台の空調機を順次更新していくもので、これまでに約6割を更新済みとのことであるが、本件工事の受注者が以前の工事を受注してある程度継続的に施工しているという事情はないのか。 ・そうであれば、本件工事においても競争性が働いているものと思われるが、残りの40台は別途発注するという理解でよいのか。 ・特別重点調査の対象となったとの説明であるが、それは直接工事費のみが基準に満たなかったということか。 ・特別重点調査の対象となった場合、応札者が辞退することが多く、また発注者側も辞退を見込んでいるものと理解しているが、本件においてはどのようなことをヒアリングし、どのような事実に基づき契約内容に適合した履行が見込まれると判断したのか。 ・前工事の発注の契約金額と本件工事の契約金額との比較を説明されたい。また、本件工事の予定価格の積算において、前工事の発注価格は考慮されないのか。	・昨年度は工事がなく、一昨年度に施工した工事（以下「前工事」という。）は別の業者が受注したと聞いているが、東京高等裁判所の発注であったため、詳細は承知していない。 ・来年度以降、別途発注となる。 ・そのとおりである。 ・金額の妥当性を判断するため、協力会社の見積書の提出を受けた。その上で、なぜ安価となるのかを問うたところ、本件受注者は関東圏で広範囲にわたり多くの工事を受注しており、機材を商社やメーカーから一括購入することにより安く仕入れることができるとの説明であった。本件工事では、工事費の約半分以上を機材の費用が占めるため、金額が低額となることも了解できた。 ・前工事の契約金額は承知していない。 なお、前工事は、空調機の更新がメインであったのに対し、本件工事は再生水整備等が加わっているため、比較は困難であるが、前工事も低入札傾向であったように記憶している。

意 見 ・ 質 問	回 答
・一般的な感覚からすると、物を購入する場合には、直近に買った物の価格がある程度参考になるのではないかとと思われる。それを踏まえると、今回、低入札となった主たる理由が機材の価格によるものであれば、ともすれば予定価格自体が高かったのではないかと、いう可能性も考えられるので、前工事の発注価格と比較するという検討も必要ではないか。 ・前工事においても低入札傾向にあったとのことであるから、前工事の契約金額と本件工事の契約金額を比較してみれば、今回の低入札が特に異常ではないことの説明材料になるので、そのような視点からの分析も価値があるものとする。 ・本件の論点は、履行確保が図られるかという点であるので、本件が現に進行中の工事であることから、引き続き監督に努めてもらいたい。	・本件工事の発注は、一般入札によっており、入札参加者が一括購入による調達をできる業者かどうかはわからないため、国交省の出している積算資料により、一般的な実勢取引価格を基に予定価格を積算せざるを得ないことは御理解いただきたい。
2 最高裁判所長官公邸新営工事 ※ 本件は、30%を超える設計変更がされ、また、受注者との契約解除をした案件 ・想像するに、本件の受注者は資金繰りに窮して、前払金もほかへの支払に充てるなどしており、その結果、下請けへの代金未払が生じ、このような契約解除という事態を引き起こしたものと思われるが、裁判所において、受注者の決算状況等を確認する制度はないのか。また、ないとすれば、今後の同様のトラブルを防止するため、取りうる手立てはあるのか。	・落札者や受注者の財務状況を事前確認する手段としては、低入札価格調査において財務諸表の提出させる場合のみである。本件は指名見積り合わせによる契約であり、低入札価格調査自体が予定されていないため、財務状況を事前確認する手段はなかった。もっとも、本件受注者は、契約後三度の下請けとのトラブルを起こしているため、今から考えれば、トラブルが生じた段階で任意に財務諸表等を提出させるという方法は採り得たと思われる。今後の反省材料としたい。

意 見 ・ 質 問	回 答
・ 事前に財務状況を把握することについて、制約があることは承知した。しかし、少なくとも本件に関しては、受注者において数回のトラブルを起こしていたのであるから、その段階で税務申告書類等による確認をすれば未然に防げた可能性もあるので、今後の教訓として生かしてもらいたい。 ・ 解除手続については、慎重かつ適正に行われていると考えている。 ところで、既に1度目のトラブルが発生した後である令和元年9月に第2回設計変更をしているようであるが、このような場合、トラブルを起こしたことを原因に設計変更を行わないという選択肢はなかったのか。言い換えれば、変更契約を締結する際に、それまでの受注者の履行状況等は考慮しないのか。 また、第3回設計変更に際しては、その時点で既に2度のトラブルを生じさせていたのであるから、受注者と変更契約を締結したのが相当だったのか疑問が残る。設計変更だから当然に受注者と変更契約するものだという認識の下で行われたものなのかどうか、説明してもらいたい。 ・ 一般的に、工事の監督においてはどのようなことを行っているのか。例えば、下請業者への支払状況などは確認しているのか。 ・ そうすると、何らかのトラブルが生じた後でないと、受注者と下請けとの間の支払状況はわからないということか。	・ 一度目のトラブル後は、特段の問題はなく工事が進んでいたため、受注者と第2回設計変更を行ったと承知している。 また、第3回設計変更については、二度目のトラブル後、受注者との間で、完成までの履行の確認をとるなどの対策を講じた上で、それでもなおも引き続き受注者に工事を続行させたほうが完成時期は早いとの観点から、変更契約を締結したものである。 ・ 施工体制台帳により、元請け、下請け、2次下請けの記載を求め、契約関係を明らかにする資料により体制を確認しているが、元請け下請け間の契約の履行状況までは確認することはない。 ・ そのとおりである。また、受注者との契約条項においても、受注者と下請けとの間の契約の履行状況を確認する規定はない。

意 見 ・ 質 問	回 答
・ 本件は指名見積り合わせによっているが、ある程度信用の置ける業者を指名して競争させるといふ趣旨からして、果たして８５者を指名する必要があったのか。指名による随意契約なのであるから、ただ低価格というだけの業者が応じてくるリスクがあることを認識すべきである。また、最高裁判所長官公邸という工事の性質上、セキュリティの観点からもここまでオープンな形で指名するのが相当であったのかという点も含め、ほかにやりようがなかったのかという印象を受ける。 ・ 指名見積り合わせの場合は、価格以外に受注者の適格性を審査するための法令上の根拠はないということによいか。 ・ 今後同様な事態が生じないように、何らかの取りうる手段があるのかどうかは引き続き検討してもらいたい。	・ 会計法規上は、リスクのある業者を事前に排除する方法がないことは御理解いただきたい。 なお、当時は、手続の透明性を重視し、本件のような指名見積り合わせの方法を採用したものである。 ・ 法令上の規定はない。支出負担行為担当官において、何らかの審査事項のようなものを設定する余地がないではないが、客観性の点から設定しないのが通常である。もっとも、指名業者を二、三〇者程度に絞ることはあり得たかもしれないが、その場合でも絞りかけのための客観的な基準は示す必要があると思われる。そのため、実務上は、今回のように最低限の基準を満たした全社を指名する方法によっている。